

1、事業の目的

本事業は、就職氷河期世代の方に向けて、正規雇用化等の安定雇用に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習を組み合わせた「出口一体型」のプログラムを実施することで、農業法人等への安定的な就労の促進を図ることを目的としています。

2、事業の実施者

公益社団法人日本農業法人協会（以下、当協会といいます）

3、募集訓練対象者の要件

支援開始月の前月の末日（以下、基準日といいます）において以下（1）～（3）に該当し、かつ（4）または（5）に該当する者とします。

（1）35歳以上55歳未満

（2）基準日において、離職している（学校を卒業して就職していない場合も含む）又は、非正規社員（期間の定めがある雇用等）として働いており、正社員などの安定した雇用を希望している。

（3）公共職業訓練や求職者支援訓練などの職業訓練、教育訓練を現在、受講していない。また、受講する予定もない。

（4）以下のいずれかに該当する。

　イ　基準日から直近1年間に正社員（期間の定めがない雇用）として

　　雇用されたことがなく、直近5年間においても正社員経験が通算1年以下

　ロ　直近1年間において、臨時的・短期的な就業を繰り返す、あるいは
　　臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど、不安定就労の
　　期間が長い

　ハ　直近1年間において、非正規雇用の就業経験が多い、あるいは就職後の就業期間が短いなど、安
　　定した就労の経験が少ない

（5）農業法人等が雇用する非正規雇用労働者で、当該法人等において6か月以上非正規雇用労働者として雇
　　用されている。

○上記（3）の「職業訓練、教育訓練」とは公共職業訓練、求職者支援訓練のほか就職氷河期世代の方向けの
　短期資格等習得コース事業、教育訓練給付制度の指定訓練、建設労働者育成支援事業、その他国及び地方公
　共団体の事業として行われる職業訓練を指します。

○本事業は、過去に以下の訓練を受講したことがない方、過去に以下の①～⑦の訓練を受講したことがある場
　合は、当該訓練修了後1年を経過している方又は令和2年9月までに訓練を修了した方が受講できます。①
　公共職業訓練、②求職者支援訓練、③就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース事業、④教育訓練給
　付制度の指定訓練、⑤建設労働者育成支援事業、⑥中小企業等担い手育成支援事業、⑦地域創生人材育成事
　業。ただし、過去に受講した訓練を実施する団体と同一の団体が実施する短期資格等習得コースについて
　は、受講できません。

4、訓練の実施予定期間

- (1) 第3回訓練：令和3年5月14日から原則2か月間
- (2) 第4回訓練：令和3年7月下旬から原則2か月間
- (3) 第5回訓練：令和3年10月中旬から原則2か月間
- (4) 第6回訓練：令和4年1月中旬から原則2か月間

5、訓練の定員

- (1) 第3回訓練：50人程度
- (2) 第4回訓練：50人程度
- (3) 第5回訓練：50人程度
- (4) 第6回訓練：50人程度

6、募集

(1) 募集期間

- ①第3回訓練：令和3年3月22日から原則1か月間
- ②第4回訓練：令和3年6月14日から原則1か月間
- ③第5回訓練：令和3年8月20日から原則1か月間
- ④第6回訓練：令和3年11月22日から原則1か月間

※応募者が定員に達した時点で募集を締め切ります。

(2) 応募方法（訓練生区分）

- ①ハローワークからの案内による応募（以下、一般求職者アといいます）
- ②求職者本人からの直接応募（以下、一般求職者イといいます）
- ③農業法人等からの紹介による応募（以下、農業法人等の非正規労働者といいます）

(3) 申込者

訓練受講希望者本人（代理人は認めません）

(4) 申込方法

申込者ご自身で専用ホームページから手続きを行ってください。その際、セルフチェック表にて要件に合致するかを確認のうえ、申込フォームから必要事項の入力を行ってください。

当協会は、申込を受け付け次第、不備等のチェックを行い、要件を満たす方へ正式な申込書類をEメールで送付します。本申込書類は、ご自身で印刷の上、記載の提出期限（必着）までに郵送で提出してください。

なお、農業法人等の非正規労働者の申込においては、本人からの申込書類とあわせ、雇用する農業法人等からも申込書をご提出いただきます。

※訓練開始後に、申込内容に重大な誤りがあることが確認されたときは訓練を中止する場合があります。

7、雇用保険、職業訓練受講給付金について

(1) 雇用保険受給資格者

当協会は、申込者の雇用保険の受給資格の有無について申込時に把握し、管轄ハローワークに相談するよう案内します。

(2) 職業訓練受講給付金受給希望者（雇用保険を受給できない方）

当協会は、職業訓練受講給付金の受給希望について申込時に把握し、案内資料（求職者支援制度リーフレット）を提供し、申込者が管轄ハローワークに相談するよう案内します。

○申請手続きは訓練のカリキュラム日程が確定次第、管轄ハローワークにて行うものになります。

- 原則、職業訓練開始 2 週間前までに申請手続きの完了が必要になります。当訓練へのお申込みが応募締切り直前の場合、教習施設の予約調整が職業訓練開始 2 週間前までに完了できず給付金の審査を受けられない可能性がございますので、お早めに応募をしていただけますようお願いいたします。
- 給付金受給対象者になられた方には、「職業訓練受講給付金支給申請書の原本」と「就職支援計画書のコピー」を職場見学・体験時に提出していただきます。

8、審査

当協会では、申込内容から、訓練の受講に問題が無いこと等を審査します。審査の結果は、登録されたアドレスに E メールでお知らせします。

9、動機づけ・訓練受講の要件

本事業による訓練受講は、訓練生 1 人につき 1 回を原則とします。以下の（1）キャリアコンサルティングにおいて動機づけ（訓練受講に係る心構え、職業意識、キャリア形成について訓練生の意識付け）を行い、その後、資格、知識及び技能等の座学や実習等の訓練受講を開始する前に（2）職場見学・体験を実施し、実際の農業現場を知り、さらに動機を確かなものとした上で（3）座学と実習（資格、知識及び技能等）を実施・修了するものとします。

（1）キャリアコンサルティング

訓練受講に係る心構え、職業意識、キャリア形成について訓練生の意識付けを行います。

- ①対象者：一般求職者イ
- ②実施回数：原則 1 回
- ③実施方法：キャリアコンサルタントによる WEB 面談（希望する場合は対面面談も可）

（2）職場見学・体験

農業法人等の職場を見学・体験し、農業分野にさらに関心を深めていただき、就職促進を図ります。

- ①対象者：一般求職者ア・イは参加必須とします。農業法人等の非正規労働者においては、所属法人等と職場体験の参加を検討し、必要に応じて参加いただきます。

- ②訓練期間：1 日間

- ③訓練日程（予定）

第 3 回訓練…令和 3 年 5 月 14 日（金）～5 月 22 日（土）のいずれかの 1 日

第 4 回訓練…令和 3 年 7 月下旬頃

第 5 回訓練…令和 3 年 10 月中旬頃

第 6 回訓練…令和 4 年 1 月中旬頃

※ブロック地域毎に実施日程は異なります。

- ④訓練実施場所（体験先）：全国 8 ブロックの当協会が指定する受入先

- ⑤内容：

- i. 事業ガイダンス

- ii. 農業法人等での仕事内容紹介

iii. 職場見学・体験

iv. 振り返り及び今後の流れの説明

⑥経費負担（訓練生が負担する経費）：

- i. 体験受入先最寄り駅等までの往復交通費
- ii. 個人賠償責任補償特約付帯の傷害保険料

（3）座学と実習（資格、知識及び技能等）

①対象者：一般求職者ア・イ及び農業法人等の非正規労働者。うち、一般求職者ア・イにおいては職場見学・体験に参加した方

②訓練期間：原則最大2か月間

③訓練を実施する場所：訓練生が居住する都道府県の所在するブロックごとに本事業で指定した教習・技能講習実施機関（以下、教習等実施機関といいます）（※）、自宅等（e ラーニング実施）

（※）教習等実施機関は以下の全国8ブロックで教習等実施機関を指定します。

- i. 北海道ブロック（北海道）
- ii. 東北ブロック（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県）
- iii. 関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、山梨県）
- iv. 北信越ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）
- v. 東海ブロック（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）
- vi. 近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県）
- vii. 中国・四国ブロック（鳥取県、岡山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- viii. 九州・沖縄ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

④訓練の単位・所要時間：I 「運転操作等」・最大116時間

II 「安全衛生」・最大5時間

III 「生活設計」・最大4時間

⑤訓練の内容：

I. 「運転操作等」では、農業分野において必要とされる自動車免許資格等の取得及び農作業系機械等の技能習得を行います。さらに II. 「安全衛生」は職務遂行に必要な農作業安全の知識の習得を、III. 「生活設計」は訓練生の安定就労に資するライフプランニング技能の習得を行います。これにより、農業法人等における正社員雇用に必要な資格、知識及び技能等を習得します。

訓練修了には3つの単位すべてを履修することとし、単位ごとにそれぞれ1つ以上の科目を必修とします。安全衛生及び生活設計単位においては、自宅等でe ラーニングにて受講することとし、当協会で設定した科目を必修としますが、さらに農業経験の有無により必修以外の科目も実施していただきます。

⑥訓練コース一覧（表1）

単位/コース記号	習得する資格、知識及び技能等	区分	教習等実施機関
I. 運転操作等	a 準中型自動車免許（MT）	選択する場合はどちらか1つ。b.はc～hの組合せ可能 この中に複数の組合せ可能	全国8ブロックで当協会が指定する自動車教習所
	b 大型特殊自動車免許		
	c フォークリフト運転技能講習		
	d 高所作業者技能講習		
	e 小型移動式クレーン		
	f 玉掛け技能講習		
	g 車両系建設機械技能講習		
	h 刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育		
II. 安全衛生	i 無人航空機（ドローン）操縦の技能講習	選択する場合、原則他との組合せ不可	全国8ブロックで当協会が指定する教習所
	j 農作業安全のポイント	必須	eラーニング
	k 農業機械を安全に使用するための基礎知識（トラクター・管理機）	農業未経験者は選択実施	
III. 生活設計	l 肥料・農薬取扱基礎知識		
	m 貯蓄・年金等のライフプランニング技能（生活基盤の確立）	必須	eラーニング
	n 業界知識、農業を知る	選択	

※資格組み合わせの注意

- a、b の自動車免許はどちらか1つに限ります。bはc～hの技能講習の中から2つまで組み合わせて習得することも可能です。
- c、d、e、f、g、hの技能講習は、複数の技能を組み合わせて習得することも可能です。
- iは、他の資格との併用は原則不可です。また、機種ごとに講習内容、ライセンスが異なるため、講習修了後に使用する機種及び使用機の所有者等を申告していただきます。
- j、mは必修です。
- 農業未経験者はk、l、nを選択実施してください。

⑦単位ごとの訓練コース詳細

I -1. 運転操作等のうち、自動車免許の種類（2種類）（表2）

コース記号	免許の種類	訓練期間の目安	訓練形式	受講要件
a	準中型自動車免許（MT）	合宿：18泊19日～（最大2か月）	合宿形式のみ	初めて自動車免許を取得する場合であること
b	大型特殊自動車免許	合宿：4日（通所：4日）	原則、合宿形式	自動車免許を所持すること

○ a、b の自動車免許はどちらか1つに限ります。b は c~h の技能講習の中から2つまで組み合わせて習得することも可能です。

I -2. 教習等実施機関（自動車免許：a、b）：募集専用サイトを参照ください。

I -3. 運転操作等のうち、技能講習（農作業系機械のうち以下の6種類）（表4）

コース記号	免許の種類	訓練期間	訓練形式	受講要件
c	フォークリフト運転技能講習	4日間	通所（近隣宿泊（自己手配））	なし
d	高所作業者技能講習	2日間		自動車免許を所持すること
e	小型移動式クレーン	3日間		なし
f	玉掛け技能講習	3日間		なし
g	車両系建設機械技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）	5日間		なし
h	刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育	1日間		なし

○ c、d、e、f、g、h の技能講習は、複数の技能を組み合わせて習得することも可能です。

○所持する資格によっては訓練期間が異なります。

I -4. 教習等実施機関（農作業系機械のうち c~h の技能講習）：募集専用サイトを参照ください。

○自宅からの通所ができない場合は、教習等実施機関近隣の宿泊を自己手配してください。

○複数の訓練コースを組み合わせる場合は、教習等実施機関のスケジュール状況等により選択できる訓練コースが制限されることがあります。

I -5. 運転操作等のうち、技能講習（農作業系機械のうち、無人航空機（ドローン）操縦の技能講習）（表 6）

コース 記号	免許の種類	訓練期間の目安	訓練形式	受講要件
i	無人航空機（ドローン）操縦の技能講習	3日～5日間	通所（近隣宿泊（自己手配）	ライセンス取得機種が決定していること

○iは、他の資格との併用は原則不可です。また、機種ごとに講習内容、ライセンスが異なるため、講習修了後に使用する機種及び使用機の所有者等を申告していただきます。

I -6. 教習等実施機関（農作業系機械のうち、無人航空機（ドローン）操縦の技能講習 i）：募集専用サイトを参照ください。

○自宅からの通所ができない場合は、教習施設近隣の宿泊を自己手配してください。

II 「安全衛生」、III 「生活設計」 単位の訓練コース (表 8)

単位	コース記号	資格、知識及び技能等	所要時間	受講要件	内容
II 「安全衛生」	j	農作業安全のポイント	約 2 時間	必修	事故等の動向、作業の心構え、職場の安全衛生、安全な作業のポイント等
	k	業機械を安全に使用するための基礎知識（トラクター・管理機）	約 1 時間	農業未経験者は選択実施	トラクター・管理機の種類と用途、安全な使い方、整備の基礎知識等
	l	肥料・農薬取扱基礎知識	約 2 時間	農業未経験者は選択実施	農薬・肥料の種類と用途、農薬・肥料の関係法令の概要、農薬・肥料の使用方法、管理と保管等
III 「生活設計」	m	貯蓄・年金等のライフプランニング技能（生活基盤の確立）	約 1 時間	必修	就職後と定年退職後の生計基盤確立のため的一般的な基礎知識
	n	業界知識、農業を知る	約 3 時間	農業未経験者は選択実施	①農業界の現状、職業としての農業 ②主要職種・作業の動向と基礎知識（稻作、野菜、花き、果樹、きのこ、養豚、採卵鶏、肉養鶏、酪農、肉牛）、スマート農業等

○職業訓練受講給付金対象者は、あらかじめ設定した訓練日に e ラーニングを実施していただきます。

10、受講料及び訓練費用

- (1) 事業費により負担するもの
- ①職場見学・体験参加費用
 - ②訓練コース受講料（入校金、学科教習料金、技能教習・講習料金、合宿形式による寄宿費用及び科目に包含された試験・検定料）
 - ③キャリアコンサルティング費用（一般求職者イに限る）
- (2) 訓練生が自己負担するもの
- ①交通費（職場体験受入先最寄り駅等までの交通費及び訓練教習等施設までの交通費）
 - ②個人賠償責任保障特約付帯の傷害保険料
 - ③テキスト代（必要に応じて負担していただく場合があります）等個人の所有となるもの
 - ④既定の講習時間のオーバーにより発生した追加料金及び再試験料等、無断で教習等を欠席したことによるキャンセル料及び免許交付時の印紙代等
 - ⑤インターネット接続端末・回線等利用に係る費用
 - ⑥訓練中の食事代
- (3) その他
- (2) の訓練生が自己負担する経費のうち②、③は金額を当協会で計算し、確定次第請求書発行のうえ、指定口座にお振いいただきます。訓練を途中で中止した場合、中止理由の如何に関わらず経費の返還はできません。また、(2) ①、④、⑤、⑥は訓練生各自で負担・支払していただきます。

11、傷害保険（個人賠償責任補償特約付帯）の加入について

訓練生は、訓練期間中の事故等による訓練生本人の傷害、他人へ損害を与えてしまった場合の賠償責任、体験先の施設設備の損壊等に関する賠償責任について当協会の指定する個人賠償責任補償特約付帯の傷害保険に加入していただきます。事業実施上加入が必須とされており、保険料は訓練生負担です。

『保険概要』

普通傷害保険	施設+生産物賠償責任保険 (就農希望者の補償に関する特約)
死亡・後遺障害（第3級以上）保険金 500万円	支払限度額 1,000万円
入院保険金日額 3,000円	研修先農機具損壊 100万円限度
通院保険金日額 2,000円	免責額（自己負担額） 1万円
個人賠償責任保険 10,000万円	
【保険料】 保険期間1ヶ月 3,910円、保険期間2ヶ月 5,770円	

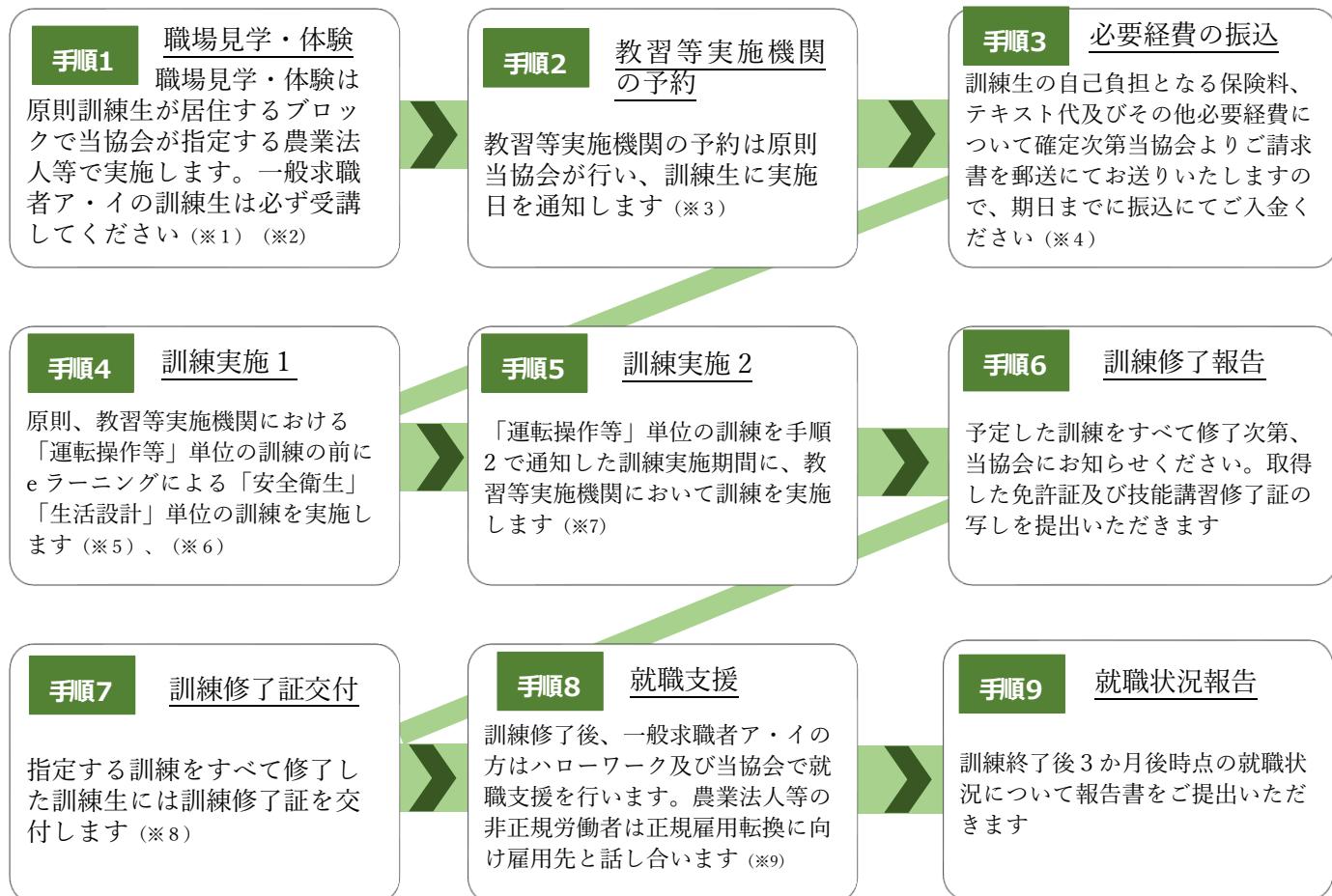
12、手続きのながれ（応募と審査及びキャリアコンサルティングについて）



【留意点】

- (※1) サイトに掲載の事業案内を必ずご確認ください。
- (※2) 本訓練は、職業訓練受講給付金の給付対象事業であり、訓練生が支給要件に該当する場合、給付金の受給対象となります。掲載の厚生労働省のサイト及びパンフレット「求職者支援制度があります！」をご確認いただき、お住まいの住所を管轄するハローワークにご相談ください。
- (※3) WEB申込の内容により要件チェックを行います。要件を満たしている方には、登録されたEメールアドレスに正式な申込書類を送ります。なお、要件を満たさない場合は、その旨Eメールにて通知します。
- (※4) チェックリストの質問項目には正確に事実を記載し、自著により署名してください。書類の返送期日は当協会にて指定しますので遅れないように郵送してください（郵便代は自己負担です）。
- (※5) 書類内容の確認のためにご連絡を差し上げる場合があります。また、審査により訓練受講を見送らせていただく場合があります。
- (※6) 職場見学・体験は全国8ブロックの当協会で指定する農業法人等の受入先で調整の上設定します。
- (※7) ご本人のご希望をもとに当協会から教習等実施機関へ訓練スケジュールの調整と費用支払い方法等の確認を行います。教習等実施機関の予約受付状況により、希望通りに訓練を実施できない場合があります。

13. 訓練実施のながれ



- （※1）農業法人等の非正規労働者は、雇用先の農業法人等と相談の上、必要に応じて参加してください。
- （※2）職場見学・体験実施者は職場見学・体験実施報告書を当協会に提出いただきます。
- （※3）コマツ教習所にて農作業系機械技能講習を受講される方には仮予約をご自身で行っていただきます。また、自動車教習所を通学で通われる方の一部予約に関しては、通学日程の調整を訓練生本人に行っていただく場合があります。予約手続きを直接教習所に訪問しないとできない場合もございますのでご了承ください。
- （※4）訓練に係る経費負担は本要領10項に記載の通りです。
- （※5）教習等実施機関の予約状況によって、「運転操作等」単位開始前にe ラーニング講座の受講を修了できない場合は、「運転操作等」単位の受講修了前まで期間に修了していただきます。
- （※6）職業訓練受講給付金申請者のe ラーニング講座受講実施日は当協会によりあらかじめ指定し、電話・WEB面談等により受講確認を行います。
- （※7）合宿形式以外の訓練時で教習等実施機関への通所が不可能な場合の宿泊は自己手配してください。
- （※8）職業訓練受講給付金対象者の給付金申請書の訓練実施施設の受講証明は当協会で行います。
- （※9）訓練修了後、ハローワークと連携して正規雇用を目指した就職支援を行います。農業分野の知見を更に深めたい方には当協会が事務局運営している農業法人等での農業就業体験活動事業（農業インターンシップ）を参考紹介させて頂くことも可能です。

14、申込・訓練実施時の注意事項、訓練の中止

- ①ハローワーク経由、雇用されている農業法人等を経由して応募いただく場合も必ず指定の専用サイトから申込フォームによる応募を受講希望者本人が行ってください。申込後に誤りが見つかった場合は、速やかに連絡してください。
- ②要項第3項の募集訓練対象者の要件を満たさない方は本事業の対象となりません。
- ③職業訓練受講給付金の受給を希望される方はお住まいの管轄ハローワークにて詳細をご確認ください。
- ④申込フォームやチェックリストの項目は正確に事実を記載ください。
- ⑤一般求職者イの方には、訓練に入る前にキャリアコンサルティングを実施します（原則WEB面談・1回）。
- ⑥一般求職者ア・イの方は職場見学・体験の参加は必須です。また、体験終了後、参加報告書をご提出いただきます。
- ⑦教習等実施機関との訓練日程調整、予約は原則当協会が行いますが、訓練生本人に行っていただく手続きが発生する場合がありますのでご了承ください。
- ⑧やむを得ず、予定した訓練のスケジュールを変更する場合は、早急に当協会にご連絡ください。
- ⑨予定した訓練を無断で欠席した場合（遅刻・早退含む）など、訓練状況や訓練生の態度等により受講を継続することが難しい場合は、当協会の判断で訓練を中止する場合があります。
- ⑩受講生本人の都合により、訓練を中止する場合は訓練中止申請書を提出いただきます。
- ⑪訓練・就職支援期間が終了した後、就職状況報告書や雇用契約書をご提出いただくほか、アンケート等で状況を確認させていただきますのでご協力ください。

15、その他

本要領によらない事項に関しては、都度訓練生と当協会で協議し決定します。

【様式】

- ◇（様式1）訓練申込書（本人用・WEB）⇒WEB申込フォーム
- ◇（様式2）訓練申込書（本人用・正）
- ◇（様式3）申込者チェックリスト兼本人誓約書（自署名）
- ◇（様式4）訓練申込書兼訓練受講申込チェックリスト（雇用する非正規労働者の訓練受講を希望する事業主用）
- ◇（様式5）職業訓練の受講歴について